

平成26年分 扶養控除等の一覧表

作成：水野会計事務所

058-273-248

扶養控除等の一覧表			控除	所得者	配偶者	扶養親族
障害者	1級又は2級の障害者等(障害者手帳)精神障害者は1級 寝たきり、重度の精神薄弱者等 (注-7)		特別障害者	400,000	400,000	400,000
	所得者、所得者の配偶者又は生計を一にするその他の親族と同居している控除対象配偶者または扶養親族である特別障害者 (注-7)		同居特別障害者の特別加算		+350,000	+350,000
	障害者手帳 (注-7)		その他の障害者	270,000	270,000	270,000
寡婦	所得者が女性で、死別は、扶養親族があるか所得5百万円以下 所得者が女性で、離別は、扶養親族があること。(注-6)		寡婦	270,000		
	寡婦の内扶養親族である子を有し、かつ所得が5百万円以下		寡婦特別加算	+80,000		
寡夫	所得者が男性で、死別又は離別で、扶養親族である子があり、 かつ所得が5百万円以下 (注-6)		寡夫	270,000		
勤労学生	所得が65万円以下、かつ不労所得が10万円以下 専門学校等の学生の場合は、証明書添付要(高校、大学は不要)		勤労学生	270,000		
	配偶者	控除対象配偶者	70歳以上	昭和20年1月1日以前生まれ	老人	480,000
		70歳未満	昭和20年1月2日以後生まれ	その他	380,000	
その他		所得者の所得が1千万円以下であること。		配偶者特別控除	←	
扶養親族	70歳以上	昭和20年1月1日以前生まれ	所得者又は配偶者の直系尊属でかつそれらの者と同居	同居老親等		580,000
		その他		老人扶養親族		480,000
	23歳から69歳	昭和20年1月2日から平成4年1月1日生まれ		その他の控除対象扶養親族		380,000
	19歳から22歳	平成4年1月2日から平成8年1月1日生まれ		特定扶養親族		630,000
	16歳から18歳	平成8年1月2日から平成11年1月1日生まれ		その他の控除対象扶養親族		380,000
0歳から15歳	平成11年1月2日以後生まれ		年少扶養親族		0	
			基礎控除	380,000		

配偶者の合計所得金額(円)
380,001 ~ 399,999
400,000 ~ 449,999
450,000 ~ 499,999
500,000 ~ 549,999
550,000 ~ 599,999
600,000 ~ 649,999
650,000 ~ 699,999
700,000 ~ 749,999
750,000 ~ 759,999
760,000以上

- 注-1 +の寡婦特別加算は、寡婦控除に加算できる。同居特別障害者加算は特別障害者控除に加算できる。
- 注-2 控除対象配偶者の所得要件及び扶養親族の所得要件は、合計所得金額38万円(資産所得も含む)以下。
- 注-3 特別寡婦加算及び寡夫控除の要件は、「扶養親族」ではなく、「扶養親族である子」である。よって、「孫」はだめ。
- 注-4 同居老親等の要件は、所得者又はその配偶者との同居に限っているし、「直系尊属」である。よって、「おじ」、「おば」は、だめ。
- 注-5 同居特別障害者は、所得者、所得者の配偶者又は生計を一にするその他の親族と同居している者をいうから、同居老親等より範囲が広い。
- 注-6 寡婦(特別寡婦を除く)、寡夫の扶養親族である子には、事業専従者控除又は青色専従者の適用を受け、扶養親族になれなかった子を含む。
- 注-7 年少扶養親族でも特別障害者、障害者、同居加算はできる。

務所
4

控除額(円)
380,000
360,000
310,000
260,000
210,000
160,000
110,000
60,000
30,000
0